

八王子市保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金（光熱費等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育施設等が受ける原油価格及び物価の高騰の影響を軽減し、安定的な施設運営を支援するため、八王子市（以下「市」という。）が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する施設をいう。（ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた施設を除く。）

（2）認定こども園

認定こども園法第2条第6項に規定する施設をいう。

（3）地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の市町村による確認を受けた次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

（4）認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）2(1)に規定する施設をいう。

（5）幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。（ただし、認定こども園法第3条第1項及び第3項に規定する認定こども園の認定を受けた施設を除く。）

（6）幼稚園類似の幼児施設

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）に規定する東京都知事が認定した施設をいう。

(7) 認可外保育施設

児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設(児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とするものを除く。)で、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、市の区域内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、認可外保育施設(以下「保育施設等」という)のうち地方公共団体以外の者が設置する施設を運営する法人又は個人とする。

2 前項の規定に関わらず、国や他の地方公共団体、市が実施するこの補助金に相当する金銭の交付を受ける者は対象外とする。

(補助対象経費)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる経費は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から令和 6 年(2024 年)3 月 31 日までの期間に保育施設等が、幼児教育・保育サービスを提供する上で使用した電気料金及びガス料金とする。

(交付額の算出方法)

第 5 条 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄の区分ごとに第 2 欄に定める補助基準額に令和 5 年(2023 年)9 月 1 日時点(幼稚園については、令和 5 年(2023 年)5 月 1 日時点)の在籍児童数を乗じて得た額とする。

なお、認可外保育施設及び幼稚園類似幼児施設については、1 施設当たり月額 10,000 円とし、幼児教育・保育サービスを提供した月数を乗じて得た額とする。

(補助金の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金(光熱費等分)交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 規則第 6 条に規定する申請書の添付書類については、この補助金の目的に鑑み省略できるものとする。

(交付決定通知)

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、その旨を、保育施設等原油価格・

物価高騰対策補助金（光熱費等分）交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 申請者は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの期間において、原油価格・物価高騰の影響をやむを得ず利用者に転嫁する場合は、この補助金の交付額を影響額から差し引いて金額を算定するとともに、算定根拠を示したうえで事前に市と協議すること。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、決定後速やかに交付するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

（実績報告の省略）

第10条 規則第17条の規定により、実績報告書の提出を要しないものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は規則第15条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じるものとする。
2 市長は前項の規定により取消し等を決定したときは、申請者に対し、その旨を、保育施設等原油価格・物価高騰対策補助金（光熱費等分）決定取消・変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補則）

第12条 市長は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年（2023年）9月28日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年（2024年）3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 区分	2 補助基準額※	3 補助率
保育所 認定こども園（幼稚園型以外） 地域型保育事業 認証保育所	在籍児童1人当たり年額 8,628 円	10/10
認可外保育施設 幼稚園類似幼児施設	1施設当たり月額 10,000 円	
幼稚園 認定こども園（幼稚園型）	別に定める額	

※ 交付額の算出に用いる在籍児童数は、令和5年（2023年）9月1日時点（幼稚園については、令和5年（2023年）5月1日時点）の在籍児童数とする。